

耕作目的での権利取得のための許可申請添付書類（各 1 部提出）

※公的機関発行の証明書は、証明日から3ヶ月以内のものが有効となります。

※許可申請書の提出締切日は、毎月20日です。

確認欄		提出書類
申請者	農委	
☐	☐	1 農地法第3条の規定に基づく許可申請書 ※記載事項に空欄がないか確認してください。
☐	☐	2 土地の登記事項証明書（ <u>法務局登記官印『有』</u> に限る）
☐	☐	3 住民票（ <u>本籍地・マイナンバーの表示不要</u> ）または戸籍の附票 ※申請者が市外在住者及び登記事項証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合、住民票記載の前住所でも一致しない場合は、戸籍の附票を添付
☐	☐	4 字図（不動産登記法第14条地図であること・ <u>法務局登記官印『有』</u> に限る） ※申請地がわかるように表示してください。
☐	☐	5 位置図 ※市広域図またはゼンリン地図で申請地を表示してください。
☐	☐	6 委任状 ※委任に基づく代理申請の場合は添付してください。
☐	☐	7 法人の登記事項証明書または定款 ※申請者が法人の場合、添付してください。 ※定款の写しを提出される場合、原本証明が必要です。
☐	☐	8 小作契約解約書 ※耕作に関する何らかの契約を締結している場合、解約書が必要となります。
☐	☐	9 営農計画書（写し） ※申請者が新規就農者または遠距離耕作者の場合、添付すること。
☐	☐	10 全部効率利用要件 ※耕作等に供すべき農地の全てを効率的に利用しない場合は許可できません。
☐	☐	11 農作業常時従事要件 ※耕作等に必要なる農作業に常時従事しない場合は許可できません。
☐	☐	12 地域調和要件 ※農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる場合は許可できません。
☐	☐	13 『農業者年金』 ※受給されている方は、事前に相談してください。
☐	☐	14 『生前一括贈与』 ※農地法第3条許可申請による手続きをされている方は、事前に相談してください。
☐	☐	15 『所得税』 ※農地等の所有権移転（譲渡）をする場合は、所得税の申告が必要となります。事前に相談してください。 佐賀税務署 TEL 0952-32-7511
☐	☐	16 <u>農地法第3条の規定による所有権移転の場合、 譲渡所得税の特別控除の対象とはなりません。</u>

注）許可申請書等に日付の記載漏れがないか確認してください。

注）このチェック表も申請書に添付して提出してください。